

## 消防力の整備指針及び消防水利の基準の一部改正について

消防・救急課

### 1 改正の趣旨

市町村は、これまで、消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づいて人員・施設・消防水利の整備に努めており、市町村の消防力の充実強化に大きな役割を果たしてきたところです。

さらに、各種災害に的確に対応できるよう警防戦術及び資機材の高度化等の警防体制の充実強化を図るとともに、建築物の大規模化・複雑化等に伴う予防業務の高度化・専門化に対応するための予防体制の充実強化、高齢社会の進展等に伴う救急出動の増加、救急業務の高度化に対応するための救急体制の充実強化、複雑・多様化する災害における人命救助を的確に実施するための救助体制の充実強化、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施体制の充実強化等を、職員の安全管理を徹底しつつ推進していく必要があります。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害を受け、消防においても職員、車両、庁舎、消防水利等が被災するなど消防活動に多大な影響が生じたことから、地震や風水害等の大規模な自然災害等への備えを強化するため、緊急消防援助隊をはじめとする広域的な消防体制の充実を図ることが求められています。

こうした事情を踏まえて、多様化する災害から住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするための消防力の充実強化を着実に図っていく必要性から、消防庁では、平成26年10月31日に「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」を改正したものです。

### 2 改正の概要

改正の概要については、以下のとおりです。

#### 《消防力の整備指針》

##### (1) 化学消防車 [第8条]

火災及び流出事故件数が施設ごとに差異があり、全体として増加傾向にある状況を踏まえ、化学消防

車の配置基準は、第4類危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所の施設ごとの施設数に、当該施設ごとに定めた補正係数を乗じて得た数の合計数に応じた台数としました。

##### (2) 大型化学消防車等 [第9条]

市町村が大型化学高所放水車を配置した場合、大型化学消防車、大型高所放水車を各1台配置したものとみなすこととしました。

##### (3) 救急自動車 [第13条]

救急自動車の現状の整備数や救急出動件数の将来推計等を踏まえて、救急自動車の配置基準について、人口に基づく配置基準を見直し、人口10万以下の市町村にあつてはおおむね人口2万ごとに1台、人口10万を超える市町村にあつては5台に人口10万を超える人口についておおむね人口5万ごとに1台を加算した台数を基準とすることとし、勘案要素として「高齢化の状況」を明記しました。

##### (4) 非常用消防用自動車等 [第17条]

大規模災害発生時に、消防本部の総力をもって災害対応するためには、非常召集した職員が使用する消防車両を整備しておくことが求められるところであり、非常用消防用自動車等の新たな配置基準を設けることとしました。

非常用消防ポンプ自動車については、管轄人口30万以下の消防本部については稼働中の消防ポンプ自動車8台に1台、管轄人口30万を超える消防本部については稼働中の消防ポンプ自動車4台に1台を基準として、地域の実情に応じて配置することとしました。

また、非常用救急自動車については、管轄人口30万以下の消防本部については稼働中の救急自動車6台に1台、管轄人口30万人を超える消防本部については稼働中の救急自動車4台に1台を基準として、地域の実情に応じて配置することとしました。

#### (5) 消防本部及び署所の耐震化等〔第23条〕

東日本大震災においては、地震による揺れや津波による浸水で消防庁舎に大きな被害が発生し、その機能の維持が困難となった消防本部や署所については、被害の少なかった署所や公共施設へ機能移転して対応した例がありました。

このことから、消防本部及び署所は地震災害及び風水害時等において、災害応急対策拠点としての機能を発揮するため、十分な耐震性に加えて、浸水に耐え得るよう整備する旨を明記しました。

また、大規模な地震及び風水害の発生により消防庁舎の災害応急対策拠点としての機能の維持が困難となった場合に備え、他の署所、公共施設等を活用して当該機能を確保する計画をあらかじめ策定しておくことを明記しました。

#### (6) 救急隊の隊員〔第28条〕

救急隊の隊員の配置基準について、近年の救急需要の増大に伴い、地域によっては救急隊1隊あたりの出動件数が増加するなど、救急隊員を取り巻く環境は厳しくなっていることを踏まえ、救急業務の対象となる事案が特に多い地域においては、地域の実情に応じて救急自動車に搭乗する救急隊の隊員の代替要員を確保することとしました。

#### (7) 通信員〔第31条〕

通信施設の機能等の向上により、管轄人口規模が大きい消防本部ほど、基準数よりも少ない人員で運用可能となっていることから、通信員の配置数について、管轄人口30万を超える部分については、これまでのおおむね人口10万ごとに5人から、おおむね人口10万ごとに3人とするとともに、通信指令体制及び緊急通報の受信件数等を勘案して総数を増減させることができることとしました。

また、同時に指令管制業務に従事する職員の数には2人以上を原則とした上で、緊急の場合その他やむを得ない場合に限り、当該通信員を一時的に減ずることができることとしました。

#### (8) 消防本部及び署所の予防要員〔第32条〕

防火対象物や一戸建ての住宅の数に応じて予防要員数を算定するに当たって、特に人命危険の高い対象物に対する違反是正を徹底する必要がある、さらには、違反対象物に係る公表制度や防火対象物に

係る表示制度の導入等を受け、特定防火対象物を中心に、立入検査や違反処理に係る執行体制の充実強化を図る必要があります。このため、消防本部及び署所における予防要員の数について、算定基準に用いる防火対象物ごとの係数を見直すとともに特定防火対象物に係る係数を割増しすることで、予防要員を増員することとしました。

#### (9) 兼務の基準〔第33条〕

予防業務は、その重要性、高度な専門性に鑑み専従職員を充てるのが適当と考えられる一方で、業務の執行に必要な知識等を有すると認められる警防要員が、予防要員を兼務することも有効な人材活用方策と考えられます。このことから、予防要員については、特定防火対象物以外の防火対象物数を基に算定した要員の数の2分の1と一戸建ての住宅の数を基に算定した要員の数の合算数を超えない範囲で、予防業務の執行に支障のない範囲に限り、必要な数の警防要員をもって充てることとしました。ただし、警防要員をもって充てることとした場合であっても、専従の予防要員数は少なくとも2名は確保しなければならないとしています。

また、一戸建て住宅若しくは共同住宅への防火指導又は共同住宅への立入検査に警防要員を充てる場合については、それぞれの事務に関し予防技術資格者等業務の執行に必要な知識及び技術を有する者をもって充てなければならないこととしました。

#### (10) 消防本部及び署所の消防職員の総数〔第34条〕

消防本部及び署所における消防職員の総数を算定するに当たっては、消防隊、救急隊、救助隊及び指揮隊の隊員の数について、一の消防隊が複数の消防自動車に搭乗する場合の運用について、消防本部及び消防自動車等の保有状況等を勘案して消防庁長官が定めるところにより市町村があらかじめ定めている場合は、当該複数のものそれぞれを常時運用する際に必要となる消防隊の隊員数のうち最大のものとしました。

また、消防本部及び署所の「庶務の処理等に必要となる人員の数」を、「総務事務等の執行のために必要な消防職員の数」と改め、その中に消防の相互応援に関する業務が含まれることを明記しました。



#### (11) 消防団の設置 [第35条]

「消防団を中核とした地域防災力の充実に関する法律（平成25年法律第110号）」が施行されたことを踏まえ、消防団は、大規模災害時はもとより、地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在であることを明記しました。

また、特段の事情がある場合は、一市町村に二団以上置くことができることを明確にしました。

#### (12) 消防団の業務及び人員の総数 [第36条]

消防団の業務として、災害時における避難誘導、自主防災組織を含む地域住民への指導について明記するとともに、人員の総数は業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じ必要な数としました。

### 《消防水利の基準》

#### (1) 目的 [第1条]

「市町村の消防に必要な最少限度の水利について定めるもの」という表現を改め、「市町村の消防に必要な水利について定めるもの」としました。

#### (2) 消防水利の配置 [第4条]

大規模な地震が発生した場合の火災を想定して、耐震性を有する消防水利を地域の実情に応じて計画的に配置することを明記しました。

## 3 施行日等

平成26年10月31日（公布の日）から施行しています。なお、今回の改正により、各市町村においては、保有する消防力を改めて総点検し、改正後の「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づいて計画的に整備することが要請されるものです。

#### 問合わせ先

消防庁 消防・救急課 西羅、中嶋  
TEL: 03-5253-7522